中小企業憲章制定運動をめぐる諸論点

大林　弘道
（神奈川大学）

はじめに

本稿は，中小企業憲章制定運動（以下では，文字どおりの中小企業憲章制定運動を意味するだけでなく，同時に推進されている中小企業振興基本条例制定運動をも合わせ意味するものとする。）が中小企業家同友会全国協議会および各都道府県中小企業家同友会（以下では，両者を中同協もしくは同友会と総称するが，意味の上でその両者を正確に分ける必要がある場合には，前者を「中同協」，後者を各地同友会ないしは都道府県名を付した同友会名，例えば「東京同友会」のように略称する。また，それらによって担われている中小企業運動総体を同友会運動と表現する。）によって2003年より開始され，推進されてきた過程および展望において提起され，論議されてきた諸論点を，現時点において整理し，主要な論点に対して若干の考察を加えたものである。

この場合，現時点とは，今日の新たな状況，2008年秋の世界的金融危機の波及による日本経済の不況の当然の発生とその後の継続および中小企業への深刻な打撃と2009年８月の総選挙による“政権交代”にともなう経済政策をはじめとする政策環境の変化を念頭に置いたものである。このような状況は，後述のうちに明らかなように中小企業憲章制定運動に新たな意義を付与し，同憲章制定の可能性を高めていると考えられる。それゆえ，中同協による同運動の推進過程における諸論点は今後広く国民の論議に提出されることも予想される。

以下では，筆者の注目と理解の範囲[1]において，まず，中小企業憲章制定運動のいわば出発点における諸論点を，次に，同運動が開始され，その過程で生じた諸論点を，そして最後に，運動の展望に関する諸論点を取り上げることにしたい。

１．運動の出発点における諸論点

（１）中小企業憲章制定の意味と意義

日本において《中小企業憲章制定》という発想が生まれた契機は，2000年にＥＵにおいて「ヨーロッパ小企業憲章」[2]が制定されたことである。そのことが知らされ，その内容が，中小企業関係者，中小企業研究者の一部に“感銘”を与えるものであった。また，同友会の少なくない会員に“感銘”を与えた。その“感銘”の背景には，日本経済が1990年代のバブル崩壊後の長期不況に陥り，とりわけ中小企業が“激変消滅”の淵に置かれ，それからの脱却の方向を模索していたという事情があった。また，中同協においては，1990年代の前半に，21世紀に生き残りかつ発展すべき中小企業ビジョン＝「21世紀型中小企業像」を構築するとともに，1990年代後半以降の金融機関による中小企業に対する「貸し渋り」「貸し剥し」に対する創造的運動，「金融アセスメント法」制定運動の成功的展開を継承し，さらに発展すべき運動[3]を構築しようとしていた土台があったのである。

しかし，そうであったからとはいえ，個々の

同友会の会員において，ある会員にとって「ヨーロッパ小企業憲章」の“感銘”する内容も，他の会員にとっては“疎遠”でもあり，会員に等しくもしくは一様に印象を与え，理解されるものではなかったことも現実であった。そして，何よりも法律とは異なる「憲章」という法形式が中小企業関係者にとっては馴染みのない用語であった。したがって，「ヨーロッパ小企業憲章」とは何かということの理解，また，それに学んで日本における「中小企業憲章」の制定の実現となると，経験しない未知のものであるがゆえにもつ「分らなさ」が生まれ，それに加えて，まったくといってよいほど「イメージ」も湧かないものと受け取られた。

したがって，中小企業憲章制定運動の困難はまず初発の地点に存在したのである。そのため，中小企業憲章制定運動は，まずは中小企業憲章学習運動という位置づけから始めなければならなかった。ところが，このような経緯で開始された中小企業憲章学習運動であったが，短期間で「思わぬ成果」を生むこととなった。それらは次の４点に整理される[4)]。すなわち，①会員の中に，「ヨーロッパ小企業憲章」の制定に関わる背景や「中小企業憲章」と関連され日本における中小企業基本法の制定・改正の経緯等のような“高度な問題”の学習意欲が生まれ，実際に学習されたこと，②中小企業憲章を制定するということと自社の経営がいかに関係するかということを，会員自ら問う中で，個々の会員企業における多種多様な関係を簡単なフォーマットに記入し，個々の会員における自覚と相互の学習の素材となる「自社経営分析」や「憲章レポート」が創案され，限られた同友会であったが作成が進展したこと，③中小企業憲章の精神を地域に生かす中小企業地域振興条例制定への実践的取組みとその準備的作業〈自治体アンケート，地域調査，提言，行政・地域団体と協働〉が試みられ，さらに県レベルと市町村レベルで進捗したこと，そして，④個々の会員にとっては改めて自らの中小企業運動である同友会運動についての理解〈中同協と各地同友会，同友会理念による連帯，経営と運動〉の深化が見られたことである。

同時に，これらの成果は後述の諸論点を生み出すことになる。すなわち，①は，１．の（２），（３）を，②は２．の（２），（３）を，③は２．の（１）を，④は２．の（２）および３．の（１），（２）を生み出していった。

このようにして，「ヨーロッパ小企業憲章」や中小企業憲章制定に関わる諸問題の意味は次第に理解されていったのであるが，果たしてその意義は何か，中小企業憲章が「ヨーロッパ小企業憲章」に類似したものであるにせよ，そうした憲章を制定する必要性が一体あるのか等々の疑問が強く湧いてきたのであった。そのような疑問が存在した前提には，そもそも上述した“疎遠”の感情があり，どのような景気状況であれ，中小企業経営者は目前の経営上の諸業務に直面しており，即時的な意思決定を急がされているから，一般的には“疎遠”な課題を回避する傾向があるのであるが，同時に，前述の1990年代以降の中小企業をめぐる経営環境の劇的な変化には，即時的な意思決定では決して“決定”にならない，つまり，根本的解決への展望が必要となる問題があることが次第に自覚され，明白になっていったことである。言い換えれば，経営環境の変化が経済構造・産業構造の変化に根差し，後者の変化に対して繰り広げられた経済政策・産業政策が中小企業の存立の根底を揺るがすものであったのである。

より具体的に言えば，1990年代以降，長期不況，「構造改革」，世界的金融危機と引き続く経済低迷によって，単に中小企業が経営困難によって疲弊するというのではなく，日本経済自体の世界経済における相対的地位の後退傾向が明らかとなり，それとともに，1980年代までは予測されなかった国民生活の諸側面における困難が生じ，この事態をいかに解決し，将来にわたる展望をどのように構築するかが誰の目にも明らかな問題になったのであり，その解決の展

望が必要になっていったのである[5]。

このような日本経済・社会の構造変化と政策問題は，中小企業に従来とは異なる，日常に根差すけれども日常を超える諸状況に対する意思決定，さらには意思表示を迫っていったのであった。そうした事態の累積した決定的な局面が，2008年秋から今日に至る時期の上述の状況である。また，その結果である2009年の総選挙において，４つの政党がそれぞれマニフェストに中小企業憲章の制定を掲げ，選挙の結果，“政権交代”によって，４つの政党のうち，２つの政党が与党となったという事態が生じたのである。成立した新政権の関係閣僚から中小企業憲章制定が言及され，中小企業関係者の間で中小企業憲章に関する関心が俄かに浮上してきたのである。

もちろん，中小企業憲章の制定を掲げた４つの政党において，なお中小企業憲章の具体像や制定過程は明確ではなく，かつまた，その政策順位も確定しておらず，流動的であるが，もはや中小企業憲章の制定を推進主体であった中同協にとって中小企業憲章を制定することへの躊躇が入り込む余地は現実の進行においては無くなったといわなければならない。もとより，中小企業憲章制定，およびその運動の意義は，常に繰り返し検証されなければならないが，これまでの運動の中で確認されてきた“中小企業立国”，“中小企業を基軸とする産業政策”等々の理念の憲章化の必要は明らかになったのである。それらの理念における平凡とも見える表現の中に，後述のうちにも明らかになるように，中小企業の存在が，世界の各国に共通する，過去・現在とともに未来にこそ意義を持つという歴史的展望が含意されていることを見失ってはならない。今後，政治過程において，中小企業憲章制定について諸議論があることが予想されるが，中小企業の歴史的展望の中で上述の理念に限りなく近いものが実体化された憲章の制定が期待されるのである。

（２）中小企業憲章と中小企業基本法

さて，中小企業憲章制定運動における基本的な問題をめぐる論点は，制定されるべき中小企業憲章と中小企業基本法の関係，端的にいえば，中小企業基本法が制定されているのに，なぜ，中小企業憲章が必要なのかという問題である。この論点は，会員の中からも，中小企業憲章制定運動に理解を持つ研究者からも提起された問題である。

一般の中小企業法として分類される法律は，個別中小企業問題の解決を図る政策の実施を担保する法律である。そして，それらを束ねたとされる法律が中小企業基本法であると理解されている。したがって，様々な分野において，○○○基本法という法律があり，中小企業基本法も，その制定過程[6]が明らかにしたように個別中小企業法が数多く制定されてそれらを整序したものが中小企業基本法なのである。しかし，個別法の整序に当たっては，何らかの基準，基本，基礎がなければならないから，どのような基本法も，理念的な要素を含むものとなる。中小企業基本法の場合，制定時も1999年の改正時もそのような理念的な要素を確かに含んでいた。実際の理念的な要素の核心は，制定時にあっては「中小企業構造の高度化」による中小企業の近代化であり，上記改正時にあっては「創業と経営革新の推進」による個別中小企業の成長発展であったから，理念的といっても日本経済の特定の時期に限られた状況即応的理念であり，政策目標から導かれる政策理念に限定された部分理念的内容であったといえる。したがって，それらの内容は，中小企業基本法において施策の「訓示規定」「プログラム規定」として構成されている[7]と理解されていたのである。

そうであるならば，問題は，上述の中小企業基本法における理念的要素が，中小企業にとっていかなる意味で理念足りうるかということである。筆者の理解では，1999年の改正を挟んだ二つの中小企業基本法の理念的要素は，日本経済の具体的状況に基づくものである。両中小企

業基本法の具体的内容に対する妥当性の当否には議論の余地はあるにせよ，日本経済の具体的状況から生まれた中小企業への要請・期待であったことは事実である。

しかし，今日，中小企業の存在の意義とそれに対する政策の理念が個別各国経済の状況即応的な事情による実際施策的内容にとどまっていて良いだろうかということである。もはやそうでないであろう。個別的な具体的な諸事情を大いに含みながらも，世界各国経済における中小企業の位置・意義が共通して増大する現実は，中小企業の経営理念および政策理念における“大いなる飛躍”を必要とするであろう。「ヨーロッパ小企業憲章」が与えた“感銘”の最初の背景は上述したとおりであるが，その“感銘”の深部にあるものは，“更なる飛躍”の予感であっただろうと思われる。したがって，日本における中小企業憲章の制定とは，日本の現状を踏まえ世界を展望する中小企業を，日本の中小企業が国民とともに世界に示す指針となるものでありうるし，そうでなければならない。中小企業に対する，中小企業自身からするまなざしも，中小企業の外から見るまなざしも，同様に変化しなければならない。それを言語によって表現し，認識するものが，中小企業憲章ということである。

中小企業基本法と中小企業憲章の関係という問題は，実践的にはＥＵにおいて2000年の「ヨーロッパ小企業憲章」の制定と2008年における「ヨーロッパ中小企業議定書（“Small Business Act”for Europe）」の採択によって，すなわち，“憲章 charter”と“法律 act”の同時存在という事実によって克服されているといえるだろう。

したがって，このような両者の同時成立を日本にいかに具体的に実現するかが今後の課題となるであろう。

（3）中小企業憲章と独占禁止法

次の基本的な問題の論点として，中小企業憲章と独占禁止法との関連がある。その関連にはいくつかの側面があるが，その中心は，中小企業の問題の解決に対する独占禁止法の位置や役割である。今日でこそ，独占禁止法が中小企業にとって必ずしも歓迎される存在でないというような認識はきわめて少なくなっている。過去においては，独占禁止法は中小企業カルテル等における中小企業行動に厳しい目をむけていたから，そうした認識があったのである。しかし，今日では中小企業カルテル等が中小企業問題の解決に十分に役立たないことが明白になっている。他方で，「百貨店法」，「大店法」，あるいは「分野調整法」と連なる商店街や中小企業総体をめぐる法的対応については独占禁止政策と中小企業政策との間における関係については従来においても今日においても中小企業に納得いく過程ではなかった。その意味で，中小企業と独占禁止法との関係は今後においてなお検討の余地が多々であるであろう。しかし，総じて，独占禁止法に対する中小企業の理解と期待は，大企業のそれらに比較して大きく，かつまた進歩を示しているといえるであろう。

それゆえ，反対に，中小企業問題の解決には，中小企業憲章に期待するよりも独占禁止法の厳格運用・強化改正等の方が先ではないかという意見が生じていることにもなるのである。

この場合も，独占禁止法の厳格運用・強化改正等それ自体に，今日ではほぼ疑問は生じないのであるが，中小企業に関わる問題の解決を独占禁止法に委ねることがどこまで可能か，そして，そうした方向に独占禁止政策をいかに推進するかということが課題である。これは単純な問題ではない。

まず何よりも，現代の資本主義市場経済において，今回の世界的金融危機に至る30年余の競争が称揚された期間でさえ，その競争の担い手や実態は，決して本来の独占禁止法が目指したはずの競争ではなく，事実上大企業同士の競争であり，独占禁止法もその限りでの競争を促進する，現代独占禁止法としての今日的な限界を大きく示していたということができる。この意

味でも，中小企業にとっても独占禁止法のこのような限界を突破する政策的措置が必要であったし，今後もあるだろう。ＥＵにおける「ヨーロッパ小企業憲章」の制定も，そこにひとつの意義を見ることができるだろう。

また，とりわけ日本においては，従来から独占禁止法の厳格運用・強化改正の課題が浮上してきた時には，必ずと言ってよいほど，大企業団体から反対の声が上がるのが通例であり，また，それに同調して研究者からも危惧が表明されることが常であった。独占禁止法の厳格運用・強化改正に懸念が提起する理由は，基本的には日本企業の国際競争力の強化を妨げるということである。

今日の独占禁止政策に消極的な傾向の背景にあるものは，上述の，世界市場での大企業間競争の激化，それに抗いえない現代独占禁止法の限界という実態に対する現実的対応として独占禁止法の弾力運用・緩和改正が主張されているのである。

しかし，そのような主張があるから言って，また，その背景を理解することはできても，その要請を是認し，首肯することはできない。また，世界的金融危機以降の現代資本主義経済の維持・発展には，金融政策をはじめとする諸政策において国際協調的規制措置が必然化する方向にある。したがって，独占禁止法の厳格運用・強化改正の方向は，検討すべき課題はあるにせよ，国際協調的規制措置の一環としての必然的方向として認められなければならない。それゆえ，独占禁止法の国際的な期待する方向と同法の中小企業からする厳格運用・強化改正の方向は基本的には一致するのであり，中小企業憲章における中小企業のそのような要請は，現代独占禁止政策の問題点の解決に有効に働くであろう。

要するに，独占禁止法の強化改正・厳格運用は，限界をもちながらも中小企業にとって有効であり，期待される方向性にあると考えられるが，それはあくまでも経営環境諸条件の改善の一部であって，それのみによって中小企業への政策的措置が止まるわけではないのである。

２．運動の過程における諸論点

（１）中小企業憲章と中小企業振興基本条例

中小企業憲章制定運動が中小企業憲章学習運動として開始されて間もなく，「思わぬ成果」の一つに，中小企業地域振興条例制定への実践的取組みとその準備的作業〈自治体アンケート，地域調査，提言，行政・地域団体と協働〉が試みられたことは既に指摘したとおりである。その時点で浮上した論点は，各地同友会の現場では，中小企業憲章学習運動を含む同制定運動と中小企業振興基本条例のいずれを先行するべきなのかということがであった。中小企業憲章制定運動と中小企業振興基本条例の一体的推進という方針は当初から提起され，方針それ自体は問題とはされずに理解されたが，実際の取組みでは現実的な選択の課題であった。

中小企業憲章の制定の現実的な可能性が必ずしも高くはなかったといえる“政権交代”までの時期においては，分り易さ・取組み易さの点から，また，会員企業の足許からの取組みという点から，中小企業振興基本条例制定運動が先行された場合が多かったのである。この場合，特に中小企業憲章制定運動が開始されてから現在に至るまでの期間，地域経済の疲弊ということが強く働いたことも背景にあったし，自治体の首長の中にも，中小企業の自主的・積極的行動に理解を示す場合が少なくなかったのである。

中小企業振興基本条例制定運動と，その準備作業において度々明らかになったことは，それに類する条例が過去に制定され，しかも，その制定の事実が当該自治体関係者にも意識されておらず，また，知らなかったという例が少なからず見られたことである。そのため，中小企業憲章の地域版としての中小企業振興基本条例，あるいは，中小企業憲章の精神を体化した中小企業振興基本条例の制定は，新たな地域経済振

興運動であり，新たな中小企業振興基本条例制定運動を意味していたのである。

このようにして，実際，名称は必ずしも同一ではないが，新たな中小企業振興基本条例とみなしうる条例が次々と制定されていったのである。現在，このような中小企業振興基本条例制定運動は，県レベルから市町村レベルへと進行している。

このような中小企業振興基本条例の制定は，名称の違いとともに内容の違いが地域の特質の違いということだけでなく，条例そのものの理解の違い，あるいは，中小企業憲章の精神と繋がらない条例という場合も見られた。すなわち，地域の多様な主体がそれぞれ責務を確認して，条例の実施を促進する会議体を構築し，条例自体の見直しを定期的に行う等々の条項の挿入が欠けていた場合が見られたのである。そして，何よりも地域住民とともに策定するということにおいてなお課題を残している場合があった。

ところで，このような中小企業振興基本条例制定運動への取組みの先行，そして，実際の制定の実現は，県レベルから市町村レベルへ，あるいは隣接地域へと広がりを見せているが，中小企業振興基本条例はそれらの方向で進展するにせよ，同条件による地域経済振興という課題は，そのままでは完結しないであろう。

ある地域での中小企業振興基本条例の成功事例があれば，それはそれで中央政界・官庁の注目を浴びることとなり，中小企業政策への反映の可能性も生まれるであろう。また，ヨリ重大なことであるが，中小企業振興基本条例の制定による地域経済振興が何らかの壁にぶつかる場合，それが関係主体の努力の欠如である場合等々もあり得ようが，しかしまた，それを超える問題の壁自体である場合もありうる。そうした場合こそ，中小企業憲章による問題解決の可能性が自覚されてくるだろう。地域経済問題の解決であれ，地域経済の振興であれ，地域ですべて解決が完結することはないと考えるべきである。

中小企業憲章制定運動と中小企業振興基本条例のいずれかを先行するべきかという問題は，運動という意味では，主体によって選択の問題ではあるが，客観的な条件・状況に依存するのであり，両者のいずれかを先行させなければならないという問題は論議の対象としてはあるが，本質的な問題であるとは言えない。しかし，既述したように，今日的条件は中小企業憲章制定への取組みが急がれていることは現実の情勢であると認識しなければならない。

（2）運動の推進と進捗

中小企業憲章制定運動が進展するとともに，当初からあった各地同友会の間における推進の姿勢と同運動の進捗の度合の格差が目立つようになった。当然にそうした状況を懸念する声も上がっている。中小企業憲章制定運動の場合，会員数が多い「同友会」と少ない「同友会」，歴史の長い「同友会」と短い「同友会」，積極的な担い手がいる「同友会」と見当たらない「同友会」等々の多様な基準で類別される「同友会」の取組みの相違によって，姿勢と進捗における格差が生まれる。一般的にいえば，会員数が多く，歴史も長く，積極的な担い手が多い「同友会」ほど同運動は活発化しているが，同時に必ずしもそうとばかりは言えない「同友会」もあるし，個別の種々の事情もある。

しかし，このような状況は，運動一般に付随する当然の問題であり，どのような運動の場合にも存在するが，現時点での特徴は，世界的金融危機の日本経済への波及と“政権交代”が，運動における客観的諸条件を共通化してきていることである。すなわち，2003年以降の緩やかな長期景気回復過程は，電機・自動車産業関連の地域経済の活性化をもたらしたが，現在それらが一気に頓挫し，それら地域以外の，その間も継続して疲弊していた地域経済とともに，日本経済の共通した問題状況，端的に言ってしまえば，地域経済を，そして日本経済の再生を単純に大企業に期待することはできないという状

況に共通して直面してきているのである。

現在，中小企業憲章制定運動は隣接する地域との共同活動や都道府県別単位でなくヨリ広域的な共同活動等への運動の方向性が検討され，さらには試みられている。そのような試みは，上述の客観的な状況に対する主体的な対応として適応的であり，とくに主体の側における先進的な同友会の運動の孤立傾向を回避するためにも，また，運動の展開が困難な同友会の後進意識の克服のためにも，有効であり，必要であると強調しなければならない。

（3）中小企業憲章案の策定

中同協による中小企業憲章制定運動は，個別の法律制定促進運動でもなく，同反対運動でもなく，憲章という形態の，条例という形態の，両者一体的な制定を推進する新機軸の運動であり，常に運動が未経験の壁に直面し，それを一つひとつ克服しつつ，そこで生まれる論点を実践的に解決しながら推進してきたということができる。それらの論点の主要なものは，既述したように，今後もさらに深められ，中小企業憲章の制定に結実しなければならない。

このような中小企業憲章は，極めて広く多様な社会層と関係する，しかも，憲章という形式であるから，本来一般法律の制定以上に，国民的議論が必要である。そのために，同憲章の制定運動の発端から国会決議にまで至る過程は比較的長期であろうと想定される。その比較的長期に，国民各階層から多様な意見，試案等が提出されることが期待される。したがって，現在における中同協の立場は，これまで中小企業憲章制定を提唱してきた団体として当然に，率先して中小企業憲章草案を策定して，国民の議論に提出することが必要であろうし，責務であろう。

このように理解されたとしても，中小企業憲章草案の策定は，難事業であるし，多くの会員にとっては直ちに自信が持てる作業ではないかもしれない。しかし，そうだからといって，初めから他に依存することは同友会理念から言っても適切ではないことは明らかである。むしろ，日本における中小企業関係者の中に存在するある種の“もの言わぬ”歴史の負の遺産をこの際打破する気概と努力が期待される。その一環として，また，一中小企業団体として，中同協が提案し，それが各中小企業団体の同様の行動を促す契機になることが望まれる。そして，各団体がそれぞれ試案を策定することが期待されるのである。その際，憲章の内容が長期的展望にわたるものであれ，中期あるいは短期のものであれ，既述の現在の状況においては，早期に，多数の中小企業団体から提出され，切磋琢磨され，そのことが，中小企業憲章をより良いものにすることは，国民的議論での最も確かな保証となるのであり，肝要である。

3．運動の展望における諸論点

（1）中小企業・中小企業団体と国民

今後，中小企業憲章の制定の方向が強まれば各中小企業団体をはじめ，政府や各政党等から，意見の表明や多数の提案が見込まれるが，それは，中小企業基本法の制定時の“ブーム”や改正時の“沈黙”の双方とはまた違う状況であろう。既述の中同協における中小企業憲章制定推進運動の現時点までの軌跡を，今後の中小企業憲章制定運動の取組みにおいて，各中小企業団体は一種の“疑似体験”をしなければならなくなるであろう。すなわち，中小企業憲章学習運動から中小企業憲章制定運動の過程である。中同協の他団体等への役割には，草案等の紹介や運動の呼びかけが基本であるが，中小企業憲章制定運動の経験そのものも伝えられるべき内容となるであろう。

中小企業憲章制定という特徴の一つは繰り返し強調するように，中小企業に対する国民的立場からの期待や国民自身の中小企業の発展への責務を含むものであるから，広く国民の中からの発言や提言が期待される。中小企業団体が進

んで草案等の意見や見解の表明がなければならないが，それは国民に積極的に普及する努力もあって然るべきであって，今日的な情報通信の発展が活用されなければならないであろう。

加えて言えば，今日，各中小企業団体は確かに中小企業に対する考え方，設立の主旨，政策要望，提言，政権に対する考え方等において相違がある。筆者はこれまでも強調してきたように，1990年代以降，各中小企業団体の相違点は縮小し，共通点が拡大してきた。その意味で多くの施策における一致の方向性は強まっており，今般の中小企業憲章の場合，具体的施策それ自体よりも中小企業に関わる基本的理念を問うものであり，中小企業の共通的な施策を貫く理念の形成は，従来よりも困難は少ないと思われる。

また，各中小企業団体の設立主旨・根拠の相違は，共通的な理念形成の障害をもたらすものでは決してなく，逆に豊かさをもたらすものである。地域，組合，経営等の設立動機にともなう主要概念が各団体に固有に存在するからこそ，総体としては豊かとなりうる中小企業の理念の形成に寄与するのである。

なお，付言すれば，現在の現代資本主義経済における中小企業の存在と役割は，各国において今後考えられるどのような政権・体制の変化があっても変わるものではない。そのような観点からも，中小企業憲章制定への取組みは，各中小企業団体と個別中小企業にとって，学習と成長の機会となるであろう。

（2）中小企業憲章制定と中小企業の将来

現時点の報道[8]によれば，中小企業憲章が現政権のもとで4年の内に制定される見通しが生まれている。当然に，その見通しの確実性も十全ではないし，今後の過程とその結果としての中小企業憲章として制定される内容も必ずしも確定的ではない。どのようなものであれ，中小企業憲章の制定は，その後の中小企業に大きな影響を与えるし，好影響が期待されるわけである。

一般の法律とは異なり，中小企業憲章は施策の方向性は規定されるであろうが，施策そのものの具体的な内容は含まれないであろう。しかし，そうだからと言え，中小企業憲章に謳われた内容は，中小企業基本法をはじめ個別中小企業法への影響をもつことができるし，もたなければならないであろう。その意味で，中小企業憲章の中小企業基本法への影響は，中小企業憲章をめぐる中小企業及び国民の，関心，注目，意見等々の“声”に係っているということができる。

また，中小企業憲章それ自体も見直し条項が挿入されてこそ，今日的な憲章足りうるが，見直しへの上記の“声”の反映の制度的保障も重視されなければならない。

したがって，中小企業憲章の制定が自動的に中小企業の繁栄と発展を保証するものではない。しかし同時に，それは中小企業の繁栄と発展に導く道を切り開くものであり，その道を歩む中小企業が繁栄と発展を獲得し，そのことが現代資本主義の各国経済の安定的発展に貢献するであろう。

おわりに

最後に，中小企業憲章の制定の実現性が見えてきた現時点で強調しなければならないことは，中小企業憲章の制定の究極的な根拠は，現代資本主義における各国経済において，中小企業の役割が20世紀資本主義経済とは異なるということである。すなわち，中小企業が後退的・周辺的存在ではなくなりつつあるということである。そのような経済主体の存在を支援することが，現代国家の重要な責務となるということである。

とりわけ日本では「大企業志向」「大企業文化」が世界の国々に比較して強固であり，その意味で中小企業憲章の制定の困難は大きいが，逆に同憲章制定の歴史的意義は極めて大きいと考えられる。したがって，今後とも展開される中小企業憲章をめぐる議論において生まれる論点も

上記の視点においてのみ建設的であることを強調しなければならない。

1）本稿は,「筆者の注目と理解の範囲」ゆえに，本稿における意見・解釈に関わる見解は，筆者のそれであり，あるかもしれない誤りはすべて筆者に属する。
2）全国中小業者団体連絡会［2002］，中小企業家同友会全国協議会［2008］等を参照されたい。
3）中小企業家同友会全国協議会［2009］は次のように指摘している。「金融アセスメント法という立法運動に取り組む中で，同友会の政策活動の経験も豊かになり，単に中小企業対策的なし政策の枠組みにとどまらず，全体的な視点に立った総合的な政策展開の視野から中小企業憲章の必要性の認識が広がってきたことです」。（同上書，pp.91-92）
4）大林弘道［2005］を参照されたい。
5）中小企業憲章制定運動開始後の早い時期における，内橋克人［2005］の次のような指摘の重要性を現在改めて確認できる。「中小企業家同友会はいま,「中小企業憲章」の策定に意欲を燃やしています。日本の中小企業の意義，存在理由を明らかにしていく。大企業はすでに軸足を海外に移し，産業は絶えざる空洞化の危機にさらされています。地域経済を支えるのは中小企業しかありません。日本経済の長期構造的停滞を真に打開できる道は，中小企業を元気にする経済のあり方，その経済政策のほかありません。その基本的な道しるべとして，中小企業憲章の制定を提唱しているわけです」。（同上書，pp.65-6）
6）大林弘道［2003］を参照されたい。
7）参議院法制局のホームページに掲載されている「法制執務コラム集」の項目「基本法」によると，基本法とは「国の制度・政策に関する理念，基本方針を示すとともに，それに沿った措置を講ずべきことを定めている」とされ,その性格･機能は「国会が，法律の形で，政府に対して，国政に関する一定の施策・方策の基準・大綱を明示して，これに沿った措置をとることを命じる」ことであるとされている。
8）直嶋正行経済産業相は2009年９月17日の閣議後の記者会見で中小企業憲章の制定について次のように述べている。「具体的にまだたとえば行程表のようなものに乗っかっているわけではありませんが，できれば4年間の中で何らかの取りまとめをしたいと思っております」。

参考文献

内橋克人［2005］『「共生経済」が始まる　競争原理を超えて』日本放送協会
大林弘道［2003］「中小企業基本法の制定・改正と中小企業運動」,『企業環境研究年報』，第8号
大林弘道［2005］「中小企業憲章制定運動の可能性」「企業環境研究年報」第10号
全国中小業者団体連絡会［2002］『小企業憲章と欧州の中小企業政策』同連絡会
中小企業庁（監修）［1980］『中小企業読本』ぎょうせい
中小企業庁（編集）［2000］『新中小企業基本法―改正の概要と逐条解説』同友館
中小企業家同友会全国協議会［2008］『THINK SMALL FIRST 中小企業憲章ヨーロッパ視察報告』同協議会
中小企業家同友会全国協議会［2009］『中同協40周年記念誌』同協議会

資料

経済産業省ホームページ
参議院法制局ホームページ
中小企業家同友会全国協議会ホームページ